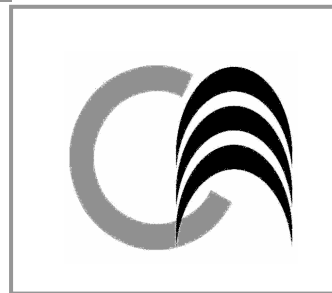


(株)日本廃棄物管理機構は毎月 15 日に廃棄物処理に関わる情報を JAAO 会員の皆様にメールでお届けしています。今回は、問題提起を含めた論評と新年度からの自治体制度改正紹介の 2 本。

- **自治体の一般廃棄物の民間委託に伴う管理のあり方に関する問題提起**
- **大規模不法投棄の経験から岩手県が導入した業者格付け制度。本年度より制度の普及、活用向上を目指したレベルアップを目指すも、許可権限をもつ自治体が格付けを行うことの意味について問題提起。**



自治体の廃棄物民間委託管理のあり方

敦賀市ごみ処分場問題について思うこと

■ はじめに

福井県敦賀市にある民間最終処分場の環境対策工事の費用負担をめぐる自治体対立している。焼却灰などを持ち込んだ全国 60 市町村や組合に敦賀市が約 14 億円を請求したが、多くの自治体が支払いを拒否している。自治体が扱う一般廃棄物は、自区内処理の原則を打ち出してはいるが、既に空文化していることが問題の背景にあり、管理のあり方が問われる。

■ 問題の経緯

この問題の経緯を簡単に述べる。1987 年に処分場を開設したキンキクリーンセンターが 2002 年に経営破綻した。2000 年に福井県が廃棄物の搬入を止めさせるまで、許可容量の 13 倍の産業廃棄物と一般廃棄物が運び込まれた。搬入量は、119 万立方メートルで国内最大級。

周辺地域から有害物質が検出され、福井県と敦賀市が対策工事に踏み切った。費用 102 億円の内、国が 39 億円を支援、福井県が 42 億円、敦賀市が 20 億円を負担するが、この処分場に一般廃棄物を搬入した自治体や組合に対して、敦賀市は自らの負担金の中、14 億円を請求した。敦賀市は、この処分場に一般破棄物を搬入していない。

■ 費用支払を巡る自治体の対応

ここで費用請求された自治体の対応を見てみよう。

- ・栃木県南那須地区広域行政事務組合は、「費用負担には応じない」と通知。
- ・埼玉県排出 9 団体は、連名で敦賀市に協議を申し入れ。
- ・さいたま市は、「合意の上でない」と応じられない」と報告。
- ・岡山県津山圏域東部衛生施設組合 (60 団体で最

高の 2 億円の負担) は、「適法に運び入れた分の責任はない。一杯なのは分かっていたはず」、福井県と敦賀市の指導監督が不十分だったと指摘

- ・千葉県松戸市や新潟県上越市は、新年度予算案に負担を計上。

家庭などが排出する一般廃棄物は、市町村に計画責任があり、「自区内処理」を原則として打ち出している場合が多い。しかし、全国の 1844 市町村のうち 342 市町村は、最終処分場がなく (2005 年度環境省)、民間処分場に埋立てを委託している。都道府県を越えて処分されたごみは、全体の約 5% の 36 万トン (2005 年度)。埼玉、神奈川、千葉、新潟、愛知、茨城の 6 県では、全体の 7 割を占めている。

■ 問題提起

全国的に不法投棄が問題になる昨今、産業廃棄物の排出者責任は強化されている。しかしながら、市町村による一般廃棄物の民間委託に関しては規定はない。この理由は、行政自身は間違いを犯さないという前提に立ってのものであるだろうか。現実的には、自治体の対応は不十分と言わざるを得ない。多くの自治体では、既に民間の産廃処分場を使用しているが、どこの処分場を利用しているのか等の情報開示も不十分である。

今回のケースは、「自治体が行う一般廃棄物処理の民間委託における管理のルール化」と「情報開示による官民情報の一体化」といった重要な課題が明らかとなった。今後、この課題を多方面で提起してみたい。

(参考：朝日新聞 2008 年 3 月 4 日、中日新聞 2008 年 3 月 6 日など) <木川 仁>

4月1日に始まった新制度

岩手県 格付け業者にインセンティブ

■ 自治体初の意欲的な試み、岩手県の格付け制度

岩手県では、青森県境不法投棄事件を契機として、産業廃棄物の不適正処理の未然防止と循環型地域社会の形成を図るため、平成15年4月より「循環型地域社会の形成に関する条例」(以下、条例)を施行。本条例に基づき、産業廃棄物処理業者の格付け制度を開始した。ここで岩手県の言う「格付け」とは、遵法性、財務、管理体制などの状況から「基準適合産廃処理業者」を認定することで、平成18年度からは、「認定」に加えランク付けを行っている。

■ 新年度からの制度レベルアップ

平成20年度(本年4月1日)からは、「格付け事業者」を優先的に利用する予定である。これまで県では、格付けの有無に関係なく、競争入札や随意契約で産廃処理業者を選定していたが、本年の4月からは原則として格付け事業者に処理を委託する方針。格付け事業者が複数いる地域では、格付け事業者限定という条件付きの一般競争入札も実施する予定だという。

本条例改正(本年4月施行)においても、「排出事業者の責務」の中で、『格付け事業者の積極的な活用を図ること等により、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない』とし、排出事業者における格付け事業者の利用促進を図る。

このように県が格付け事業者の優先利用に踏み切る背景には、格付け事業者数の伸び悩みがある。県内830社のうち平成19年度時点での取得業者は合計80社(約10%)と少なく、「格付けを取得してもメリットが見えにくい」といった声もあるようだ。今年に入って、新たに20社を格付け事業者として認定したが(2/18付け)、平成19年度の認定事業者数18社と比較しても伸びは今ひとつの状況である。

■ 今後の行方

岩手県独自で実施している「産業廃棄物処理事業者の格付け制度」の今後の課題の一つは、排出事業者の処理業者選択にどの程度貢献できるかであると言える。そもそも、許可制度下での格付け制度とはいったいどのような意味を持つのか。許可との関係性はどうか説明できるのか。また、業者の何を格付け

してランク付けしているのか。推進する前に、その意味を改めて問い直すべき時に来ているように思えてならない。

新格付け制度の特徴

- 制度の概要: 岩手県知事の産業廃棄物処理業の許可取得者を対象とし、格付けを受けようとする処理業者の申請に基づき、知事が指定する「岩手県産業廃棄物処理業者教育センター」が一定の審査基準に適合した処理業者を認定(格付け)して公表。
- 段階的な格付け: より重要な項目への評価比重を大きくするなどの重み付け方式

具体的には処理業者が申請時に添付する自己評価表に基づき、総和が基準点(40点以上)をクリアしているかどうかで、認定の可否が判定される。さらに、総和の点数によって、3段階に分類され、最高ランクが三つ星となる。

[ランク付けの区分]

★★★	80点以上、かつ、環境省評価制度に対応する項目を満たしていること
★★	60点以上
★	40点以上

- 新たな格付け項目: 評価項目に環境省評価制度や経済産業省「排出者リサイクルガバナンスガイドライン」の評価基準を取入れ、処理業者の経営の健全性や環境対応などの「マネジメント機能」と処理施設の安全性や受入廃棄物の管理等の「施設・設備機能」に評価分野を分けることとした。

[機能の評価区分]

区分	マネジメント	施設・設備
	機能	機能
収集運搬	80%	20%
収集運搬(積替保管)	60%	40%
中間処理・最終処分		

<小西 道子>

◆編集後記◆

いよいよ連休明けの公表目指して行政処分録書の準備が最終段階に。「定点観測サービス」(行政処分該当状況チェック)も順調な伸びを見せる今日この頃。待望の公刊まで今しばらくお待ち下さい。

(株)日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階
TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp